

改正後の劇場・音楽堂等指針の在り方及び構成について

第2期文化施設部会劇場・音楽堂等
WG（第2回）（R8.2.24）資料

■ 現行指針の概要

- 劇場・音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場・音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするもの
- 以下について規定
 1. 劇場・音楽堂等の設置者または運営者が取り組むべき事項（①運営方針の明確化、②質の高い事業の実施、③専門的人材の養成・確保、④普及啓発の実施、⑤関係機関との連携・協力、⑥国際交流、⑦調査研究、⑧経営の安定化、⑨安全管理、⑩指定管理者制度の運用）
 2. 国、地方公共団体の取組等に関する事項を規定
- 一部、劇場・音楽堂等の実態に応じた場合分け(※)をしているが、基本的には全ての事項が並列の位置付けとなっている（※例）-「公演を企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等」と「それ以外」
-「事業実施のために必要な専門的人材が配置されている施設」と「それ以外」等

■ これまでの議論におけるご指摘

- 劇場・音楽堂等は、その役割や機能が多種多様であり、一つの指針をすべての館に一律に適用するのは難しいのではないか
- 地域や劇場の実情に合わせて項目を選べるようにする等の工夫が必要ではないか
- 小さな館等にも配慮し、予算獲得や課題解決のために使える指針になると良い



指針の在り方及び構成について、以下のような考え方で改正の検討を進めてはどうか。

- 目指すべき方向性を示すものであるという前提
 - 劇場・音楽堂等が多種多様であることを踏まえ、施設の機能モデルを提示し、それぞれに応じた目指すべき姿を示す
- ⇒ 各館が自らの中核的な役割・機能を確認するとともに、地域の実情等を踏まえた事業の活性化や施設の機能強化を図る際の参考とする

劇場・音楽堂等の機能モデルについて（案）

改正後の指針において提示する機能モデルについて、たとえば以下のようにしてはどうか。
また、それぞれに期待される機能や果たすことが望ましい役割等について議論いただきたい。

①創造発信モデル

優れた実演芸術の創造と発信を活動の主軸とし、継続して自ら企画制作・実施し、国内外に広く発信・展開する。

〔イメージ〕 芸術監督や専属の芸術団体等を置き、実演芸術の創造拠点として継続的に公演創造活動を実施する。

〔主な機能・役割〕 公演創造、人材育成、普及啓発、国際交流、調査研究、関係機関・他分野連携、ネットワークにおける中核機能 等

②鑑賞機会提供モデル

多様で良質な実演芸術の鑑賞機会の地域住民への提供を活動の主軸とし、多様な公演の企画又は受入れを行う。

〔イメージ〕 劇場の主体的な関与のもと、年間を通じて多様な公演を招聘又は受け入れ上演する。

〔主な機能・役割〕 公演創造、人材育成、普及啓発、調査研究、関係機関・他分野連携 等

③地域利用モデル

地域住民又は団体等による文化芸術活動等を支えることを活動の主軸とし、貸館その他の利用機会の提供を行う。

〔イメージ〕 地域の住民や芸術団体による練習・発表、交流イベント等への貸し出しを行う。

〔主な機能・役割〕 地域住民による創造発信・交流の場の創出 等

※各モデルはそれぞれの役割・機能を示すものであり、序列化を図るものではない。

※各劇場・音楽堂等においては、いずれかを中核的な機能モデルと位置付けたうえで、複数の機能モデルを兼ねることも想定される。